

令和4年1月20日

枚方市議会議員 各位

枚方市教育委員会

総合教育部長

枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の陽性判明時の対応について

枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の陽性判明時の対応について、別添のとおり作成しましたので、ご報告いたします。

なお、本件につきましては、学校のブログを活用するなどして保護者にお知らせするとともに、教育委員会ホームページに掲出し市民に周知いたします。

担当：総合教育部 教育政策課

(内：1015-8013)

枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の 陽性判明時の対応について

令和4年1月20日
枚方市教育委員会

新型コロナウイルス感染症については、学校では児童・生徒の急速な感染拡大が生じています。潜伏期間が2~3日で感染力が強いと言われているオミクロン株の特性などを勘案して、枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の陽性判明時の対応について、以下のとおり改めます。

1. 感染確認の調査のための臨時休業等について

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合に、必要に応じて陽性者の所属する学級等(学級、部活動、留守家庭児童会室)を閉鎖します。

- (1) 発症日又は検査日(発症していない場合)から2日前までに登校又は勤務していない場合
速やかに消毒を行い、通常通り運営いたします。
- (2) 発症日又は検査日(発症していない場合)から2日前までに登校又は勤務している場合
速やかに消毒を行うとともに、学校において濃厚接触者等の候補の調査を行います。学校での調査をもとに濃厚接触者等の有無を確認するまでの期間(原則3日間)、陽性者の所属する学級等を閉鎖します。期間については、延長(又は短縮)する場合があります。

2. 臨時休業等による感染拡大防止対策について

- (1) 教職員に陽性者が確認された場合、全教職員に抗原検査を実施します。

- (2) 1週間以内に、同じ学級等で2名以上(教員を含む)の陽性者が確認された場合

学級等での児童・生徒間の感染リスクを下げるため、2名以上の陽性者が確認された日から、3日間の「学級閉鎖」を行います(短縮はしません)。ただし、学級等での感染拡大の状況により閉鎖期間を延長する場合があります。

また、同学年において複数の学級を閉鎖した場合は「学年閉鎖」、複数の学年を閉鎖した場合は「臨時休業」とします。なお、学校において、感染者の急激な拡大が生じた場合については、「臨時休業」とします。

3. その他

- (1) 留守家庭児童会室について

留守家庭児童会室の対応については、「学級閉鎖」の対応に準じます。

※臨時休室とした場合、保護者にやむを得ないと判断できる特段の事情がある場合は、個別に対応します(「学級閉鎖」等となっている学級等の児童及び臨時休業となった場合は対象となりません)

<保護者へのお知らせ>

- (1) 「感染確認の調査のための臨時休業等」の再開は、疫学調査の結果濃厚接触者等がいないことが確認された後、又は濃厚接触者等の陰性が確認された後とします。
- (2) 学習保障については、陽性確認された当該児童・生徒の症状等も勘案しながら、オンライン授業を活用した「学びを止めない」ための取組を行います。また、学級閉鎖等(学級閉鎖、学年閉鎖及び臨時休業。以下同じ)で学校の休業が長期化した場合も、同様に行います。
- (3) 給食は、学級閉鎖等の再開に合わせて実施します。なお、給食費は、学校の休業日や出席停止の日数分について返還します。
- (4) 今後、無症状の児童生徒に対する安全安心 PCR 検査は実施いたしません。府内在住者は無症状の方は、コロナの検査を無料で受けられますので、ご利用ください。詳しくは、枚方市のホームページをご覧ください。
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000037491.html>

<保護者へのお願い>

- (1) 児童・生徒がPCR検査を受診する場合
受診した児童・生徒本人は、検査結果が判明するまで自宅待機をお願いします。また、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等へその旨を連絡してください。
- (2) 児童・生徒本人に陽性が確認された場合の連絡について
児童・生徒本人に陽性が確認された場合、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等連絡していただき、保健所の指示に従って療養してください。
- (3) 児童・生徒本人が「濃厚接触者」とされた場合
陽性者と最後に濃厚接触をした日から起算して 10 日間を、健康観察期間として自宅待機とします。
- (4) 児童・生徒本人が行政検査を受けた場合
検査結果が出るまで自宅待機をお願いします。検査で「陰性」となった場合は、翌日から登校は可能です。(10 日間の自宅待機は必要ありません。)
※行政検査…保健所や医療機関の医師が必要と判断して行う検査
- (5) 学級閉鎖等を行っている期間
児童・生徒については、不要不急の外出を控えるようお願いします。
また、児童・生徒のご家族の方については、学級閉鎖等を行っている期間中は、厚生労働省が発表している「新しい生活様式」の実践例(3密の回避、手洗い・手指消毒、テレワークや時差出勤など)に沿った行動をお願いします。

「児童・生徒本人の陽性」や「濃厚接触者」等とされた場合は、同居者の行動自粛の有無を含めて保健所や医療機関の指導に従ってください。